旅行者携帯品申告書

- 韓国に入国されるすべての方は、この申告書に記入して提出してください。税関職員の指示がある場合には、携帯品検査を受ける必要があります。
- 家族同伴(同一世帯)は代表者1人が記入して申告してください。
- 申告書を記入する前に、必ず裏面の注意事項をお読みになってください。

氏　名	NIHOMBASHI YUMEO		
生年月日	JUL 31 2000	旅券番号	TK67317488
職　業	会社員	旅行期間	5　日
旅行目的	□旅行 ☑仕事 □親戚訪問 □公務 □その他		
航空便名	JL　091	同伴家族数	0　名
韓国に入国する前に訪問した国(計　ヵ国) 1.　2.　3.			
韓国での住所	HILTON HOTEL ,SEOUL		
電話番号(携帯電話)	☎　2-123 4567　(　)		

税関申告事項

- 以下の質問の該当する□に"✓"でチェックしてください。-

	有	無
1. 海外(国内外の免税品を含む)で取得(購入品・お土産品・贈答品を含む)した免税範囲を越えるもの(裏面1を参照) [合計額：約　] ※ 免税範囲を越える品 を自己申告される場合、関税の30%(上限15万ウォン)が軽減されます。	□	☑
2. FTA締結国を原産地とするもので、特恵関税の適用を受けようとするもの	□	☑
3. ドル換算で1万ドルを越える支払手段(ウォン貨・外貨など法定通貨、自己宛小切手、トラベラーズチェック、その他の有価証券) [合計額：約　]	□	☑
4. 銃砲類、刀剣類、麻薬類、国憲及び公序良俗を害するものなど韓国への持込みが禁止又は制限されているもの(裏面2を参照)	□	☑
5. 動物、植物、肉加工品など検疫確認が必要なものまたは家畜伝染病発生国の畜産農家への訪問 ※ 畜産農家訪問者は検疫本部に申告	□	☑
6. 販売用の品物、会社用の品物(サンプルなど)、他人から預かった物、預置または一時輸出入品	□	☑

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

2018 年　10　月　31　日

申告者：　日本橋　夢を　(署名)

85mm×210mm (一般用紙 120g/㎡)

[申告品記入欄]

▸ 酒類・香水・たばこ (免税範囲を越える場合、全搬入量を記載)

酒類	(　)本、計(　)ℓ、金額(　)US$		
タバコ	(　)箱(20本入)	香水	(　)mℓ

▸ その他、免税範囲(US$600)を超える品など

品　名	数(重)量	金　額

1. 携帯品の免税範囲

▸ 酒類・香水・たばこ

酒類	香水	たばこ
1本 (1ℓ以下でUS$400以下)	60mℓ	200本

満19歳未満の方は酒類及びたばこの免税はありません。

▸ その他の品物

US$600以下
(本人使用、お土産用、携行品などに限る)
* 但し、農林畜産物、漢方薬材などは10万ウォン以下で、品目別に数量又は重量に制限がある。

2. 韓国への持込みが禁止又は制限されているもの

- 銃砲(模擬銃砲)・刀剣などの武器類、実弾及び火薬類、放射性物質、盗聴装備など
- メタンフェタミン・アヘン・ヘロイン・大麻などの麻薬類及び誤乱用のおそれのある医薬品など
- 国憲及び公序良俗を害するもの、国家機密の漏洩又は諜報に供するもの
- 偽造品(偽物)など知識財産権を侵害するもの、偽札及び偽造又は変造された有価証券
- 熊胆、じゃ香、鹿茸、ワニ皮など絶滅の危機に瀕した野生動植物及びその製品

3. 検疫確認が必要なもの

- 生きている動物(ペットなど)及び水産動物(魚など)、肉、ジャーキー、ソーセージ、ハム、チーズなど肉加工品
- 土、マンゴー、クルミ、栽培した山人参、松茸、オレンジ、チェリーなどの生果物、種実類及び野菜類

※ 注意事項

- 氏名は、旅券の漢字または英語で記入してください。
- 申告対象品について、申告漏れ、偽りの申告、他人からの預かり物の持込みなどの不正な行為がありますと法令に基づき、5年以下の懲役または留置、加算税の賦課(納税額の40%、2年間で2回を越える場合60%)、通告処分及び該当品の没 などの不利益を被ることになります。
- FTAなどにより一定の条件を備えたものについては特恵関税が適用されますが、あとで特恵関税を申請する場合には一般輸入申告が必要です。
- その他の質問のある方は、税関職員または ☎ 125へ お問い合わせください。

韓国　税関申告書記入例

日本橋夢屋